（要領様式第１号）

# 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

８松地環第１号
令和８年 10 月 13 日

長野県松本地域振興局長

１　公表する内容及び縦覧する関係図書

| 根　拠　条　項 | 内容及び関係図書 | 公表及び縦覧するもの（○を付す） |
|---|---|---|
| (1) 条例第 33 条第１項 | 事業計画概要書 | |
| (2) 条例第 37 条第２項（第 37 条第５項含む） | 事業計画概要説明会終了報告書（勧告に基づくものを含む） | ○ |
| (3) 条例第 39 条第１項 | 事業計画書 | |
| (4) 条例第 42 条第５項 | 見解書及び意見書（写） | |
| (5) 条例第 46 条第２項 | 最終見解書 | |
| (6) 条例第 48 条第２項 | 事業計画廃止届出書 | |

２　公表する事項

| 事　項 | | 内　容（該当する項のみに記載する） | |
|---|---|---|---|
| 氏名及び住所<br>（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | | 共和アスコン株式会社<br>代表取締役　金原　勧<br>長野県安曇野市穂高牧 766 番地１ | |
| 申請の区分（Ⅰ） | | 産業廃棄物処分業の新規許可 | |
| 条例第37条 | ①廃棄物の処理施設の設置の場所 | ○がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）の破砕施設<br>一次破砕機：安曇野市穂高牧 614 番 15、614 番 16<br>二次破砕機：安曇野市穂高牧 622 番３、622 番４<br>○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくずに限る。）の破砕施設<br>安曇野市穂高牧 622 番３、622 番４ | |
| | ②廃棄物の処理施設の種類 | ○がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）の破砕施設<br>○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくずに限る。）の破砕施設 | |
| | ③処理を行う廃棄物の種類 | ○破砕する産業廃棄物<br>・がれき類<br>・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくず及びコンクリートくずに限る。）<br>以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。 | |
| | ④廃棄物の処理施設の処理能力 | ○がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）の破砕施設<br>400t/日（50t/h：８時間稼働）<br>・一次破砕機（60t/h：８時間稼働）<br>・二次破砕機（50t/h：８時間稼働）<br>○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくずに限る。）の破砕施設<br>16t/日（２t/h：８時間稼働） | |
| | ⑤変更の概要（変更許可等の場合） | 新 | 旧 |
| | | ― | ― |

| | | |
|---|---|---|
| 条例第37条 | ⑥対象周辺地域の範囲及びその根拠 | （範囲）安曇野市牧区、穂高上原地区<br>（根拠）廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第２の１（５） |
| | ⑦対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲並びにその根拠 | （範囲）・安曇野市長<br>・対象関係周辺地域内に住所若しくは居所を有する者<br>・対象関係周辺地域内に事務所若しくは事業場を有する者<br>・対象関係周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者<br>（根拠）条例第 28 条第２項及び条例施行規則第 22 条第１号 |
| | ⑧対象関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所 | （日時）令和８年９月 25 日（金）<br>午後７時から<br>（場所）安曇野市穂高牧 497<br>牧公民館 |
| | ⑨事業計画概要説明会終了報告書の縦覧場所、期間及び時間 | （場所）松本地域振興局環境・廃棄物対策課<br>（期間）令和８年 10 月 14 日（水）～令和８年 10 月 27 日（火）<br>（土日・祝日その他の件の休日を除く。）<br>（時間）午前８時 30 分から午後５時まで |

３　提出できる意見

| 今回提出できる意見 | 根拠 | 対象 | 意見できる内容 | 様式 | 期限及び提出先 |
|---|---|---|---|---|---|
| ○ | 第37条 | ○第 36 条第１項の対象関係市町村長<br>○第 36 条第１項の対象関係住民 | ○事業計画概要説明会終了報告書の内容 | 15号 | 提出期限<br>令和８年 10 月 27 日（火）<br>提出先<br>〒390-0852<br>松本市島立 1020<br>長野県松本地域振興局環境・廃棄物対策課 |

＊「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

**注）意見提出にあたっての留意事項**

・条例第 41 条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。

・提出書類はいずれも日本産業規格Ａ列４番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。

・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。